

電子出版基本契約書

■■■■（ペンネーム：□□□□／以下「甲」という）と株式会社エースオブハーツ（以下「乙」という）は、乙運営の web サイト『大人のケータイ官能小説』掲載の甲が執筆した「○○○○○○」（作品名。以下「原作」という）の電子出版に関して、次の通り契約を締結する。

第一条（契約の目的）

甲及び乙は、本作品の著作権の管理を適正に運営して、甲及び乙の利益の増進をはかるものとする。

第二条（権利許諾）

甲は乙に対し、次の権利を全世界において独占的に許諾するものとする。

- ① 本件作品を翻案・翻訳・口述のうえ、電子データ化された本件作品（以下「電子書籍」という）を制作し、その全部または一部を複製し、媒体に記録して販売・頒布し、インターネット等の情報通信インフラ経由で、自動公衆送信（送信可能な状態でサーバーへ蓄積することを含む、以下「配信」という）、上映、展示する権利。
- ② 電子書籍の全部または一部を翻案のうえ、自ら宣伝・広告物（以下「販促物」という）に複製、頒布、配信、上映、展示する権利。
- ③ 前各号に記載する権利を第三者に許諾する権利。本号の権利には、前各号に記載する権利の許諾を受けた者が、以降も順次別の第三者に対して、前各号に記載する権利の許諾を繰り返すことができる権利が含まれるものとする。

第三条（許諾料）

乙は甲に対し、第二条記載の権利許諾の対価として、個別契約書記載の権利許諾料（以下「許諾料」という）を、個別契約に定める方法にて支払うものとする。

第四条（電子書籍の制作）

乙は、電子書籍化の前提として、作品の編集、修正を協力的に行う必要があるものとする。

第五条（著作権譲渡等の禁止）

1. 甲は、乙の承諾なしに、本作品の著作権を他の第三者に譲渡したり、あるいは担保に供したりしてはならず、また二次的利用または商品化を行ってはならない。
2. 乙が本件作品を商品化する場合には、当該商品化の条件について、別途甲と協議・合意のうえ、書面で取決めるものとする。

3. 甲は、当該二次的利用および商品化がなされた作品について、乙の承諾なく、自らまたは第三者のウェブサイト等に紹介をしてはならない。
4. 甲は、乙の承諾なく、当該二次的利用および商品化の予定ないし見込み等について、公にしてはならない。

第六条（権利帰属）

甲と乙は、本件作品に関する著作権（著作権法第二十七条及び第二十八条の権利を含む）、著作隣接権、その他の知的財産権は著作者に、電子書籍（電子データ）に関する著作権（著作権法第二十七条及び第二十八条の権利を含む）、著作隣接権、その他の知的財産権は乙にのみ帰属することを相互に確認する。

第七条（本件管理の再委託）

乙は、本著作物の本件管理の一部を第三者に委託することができる。

第八条（著作権者の通知義務）

甲は、第三者から甲に対し、二次的利用および商品化の許諾契約の申し込みがあった場合には、遅延なくこれを乙に通知し、これに関する交渉、契約締結等を本契約に基づき乙に委託する。

第九条（排他保証）

甲は、本契約の有効期間中、本著作物またはこれに類似する自己の著作物について、その公衆送信利用、二次的利用または商品化を、事前に乙と相談し、その了承を得ることなしに、自ら行ったり、乙以外の者を介して第三者に許諾したりしてはならない。

第十条（保証）

甲は、本件作品を含む本著作物の著作権について、その完全な著作者かつ著作権者であること（共同著作ではなく自らが単独で執筆していること、および本著作物に原著作者（単なる設定等の流用ではなく、本質的な特徴を感得しうる著作権法上の二次的著作物という原著作者の著作者を指す）が存在しないことを含む）、および、本作品の原作を著作するにあたって、第三者の一切の権利を侵害していないことを厳に保証し、著作権侵害等が第三者より権利主張なされた場合については、自らの責任でこれに対処することとし、乙においてその対処が行われた場合には、弁護士費用等を含めその損害の全部を補償しなければならない。

第十一条（秘密保持）

甲と乙は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上、営業上の情報（本契約ないし本契約

に関連して生じる契約条件等を含む。)を秘密に保持し、当該相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示・漏洩し、あるいは本契約を履行する以外の如何なる目的の為に使用してはならないものとする。ただし、当該情報が以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 知得の際に、すでに自ら保有し、または第三者から適法に入手していたことを立証できる情報
- ② 知得の際に、すでに公知・公用であった情報
- ③ 知得後、自己の責によらずに公知・公用となった情報
- ④ 知得した情報に依拠することなく、自ら独自に創作した情報

第十二条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から3年間とする。但し、期間満了の3カ月前までに甲と乙のいずれからも書面による何らの申し出もない場合には、本契約の有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約終了後といえども、本契約の有効期間中に締結された個別契約は、当該個別契約にて定めた有効期間は有効を存続するものとする。

第十三条（損害賠償）

甲と乙は、本契約の履行に関連して、相手方に損害を与えた場合には、当該相手方に対し、当該損害（弁護士費用を含む）を賠償するものとする。

第十四条（合意管轄）

本契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属合意管轄の裁判所とする。

第十五条（契約の尊重）

甲と乙は、本契約を尊重し、本契約に定める事項について疑義を生じたとき、または本契約に定めのない事項について意見を異にした場合には、両者誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。なお、本契約において協議等を要する場合のため、甲は、予めその連絡先（変更があった場合のその変更後の連絡先を含む。）を乙に通知するものとし、甲において当該連絡先に係る通知を懈怠した場合、乙は、通知されている甲の連絡先宛に連絡を行うことで甲との協議が行われたものとみなすことができるものとし、爾後、甲は、これについて何ら異議を述べないことを確認する。

第十六条（契約違反）

1. 甲または乙のいずれかが、本契約に違反したとき、または本契約を継続することができ

ない重大な背信行為があったときは、相手方に対し相当な期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。

2. 本条の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第十七条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自己、自己の役員、その他代理もしくは媒介する者が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者等の反社会的勢力ではないこと、また、各都道府県が定める暴力団排除条例を遵守することを確約する。
2. 甲および乙は、相手方が前項に反する恐れがあると認めた場合は、相手方に対し、前項に定める確約事項に関して報告を求めることができる。なお、甲および乙はかかる報告を求めると否とを問わず、前項に反する事実が判明した場合は、相手方に催告することなく、本契約を解除することができる。
3. 甲および乙は、相手方、相手方役員、その他代理もしくは媒介する者が、自らまたは第三者をして、次の各号のいずれかの行為を行った場合は、相手方に対し催告することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、詐術を用い、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて他の当事者の信頼を棄損し、または他の当事者を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 本条第二項または第三項の規定により、本契約が解除となった場合は、本契約に関連する一切の付随契約も同時に解除される。
5. 甲または乙が、本条第二項または第三項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じた場合においても当該解除者はこれを賠償する責を負わない。

第十八条（残存条項）

本契約が終了した場合であっても、本契約第五条、第六条、第八条、第九条、第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第二十一条第一項の規定は、なお有効に存続するものとする。

第十九条（契約終了後の措置）

本契約が終了ないし解除された場合、終了ないし解除後の措置については甲乙協議し別途文書で定めるものとする。

第二十条（協議）

1. 本契約に関して、疑義または事情変更が生じた場合、あるいは本契約に定めない事項が生じた場合には、甲および乙は、信義誠実の原則にしたがって協議の上で解決を図る。
2. 本契約に関して補足または修正を行う場合、書面をもって実施する。

第二十一条（特記事項）

乙は本件作品をインターネット上などで無料配信も可能とすることができるものとし、甲はこれについて一切の異議を述べない。ただし、本契約終了後といえども、乙は作品上に著作者として甲の名前を表示するものとする。

上記の契約を証するため、同文 2 通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

20●●年●●月●●日

甲：

乙：